

日程第2 議案第26号

熊谷市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

熊谷市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 委員は、非常勤の特別職とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊谷市学校運営協議会規則（平成２９年教育委員会規則第３号）の一部を改正する
規則新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（要旨） 第１条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）<u>第４７条の５</u>の規定に基づき、市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。 【中略】 （組織） 第４条 協議会は、委員８人以内で組織する。ただし、２以上の学校について１の協議会を置く場合については、この限りではない。 ２ 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。 （１） 対象学校の児童又は生徒の保護者 （２） 対象学校の所在する地域の住民 （３） 学識経験者 （４） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者 <u>３ 委員は、非常勤の特別職とする。</u> 【後略】	（要旨） 第１条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）<u>第４７条の６</u>の規定に基づき、市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。 【中略】 （組織） 第４条 協議会は、委員８人以内で組織する。ただし、２以上の学校について１の協議会を置く場合については、この限りではない。 ２ 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。 （１） 対象学校の児童又は生徒の保護者 （２） 対象学校の所在する地域の住民 （３） 学識経験者 （４） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者 【後略】